

議会を傍聴してみませんか

12月定例会では、大変活発な議論が行われました。一般質問では、5人の議員が質問をしました。町の活性化や少子化対策の取組み、T P P問題などの質問がありました。
第1回定例会は3月6日から2週間程度の会期で開催予定です。
(予定は変更になる場合がありますので、議会事務局が議会ホームページで確認してください。)



12月定例会

議会のひしこ

(平成23年11月～平成24年1月)

1 24	1 23	1 19	1 17	1 11	H24 1 1	12 26	12 22	12 20	12 13	12 12	12 9	12 6	12 5	12 2	12 1	11 28	11 25	11 24	11 22	11 21	11 14	11 7	11 4	11 1
議 会 広 報 特 別 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	議 会 広 報 特 別 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会																					

編集後記

今回の議会だよりを発行するに当たって、広報特別委員会の冒頭に、委員長から渋谷議員に対し広報委員を自ら辞するよう申し入れた。理由は、渋谷議員が自ら発行するピラで、議会だより号外の内容は、焦点がすりかえられたもの、懲罰処分は私に對する口封じ以外のなものでもない」等々、数々の全く根拠のない事実を書きたてたことである。

「議会だより」では、議会で行われた事を正確に町民の皆さんにお伝えしているものであって、決して事実と違うことは、掲載していない。「議会だより」の内容を委員会承認しておきながら後に否定し、議会の実態と違う事を町民に喧伝する渋谷議員の度々の行為は、広報特別委員会の一員として許されることではない。委員会としては再三にわたり、個人の誹謗中傷や事実と異なるピラは止めてほしいと申し入れてきたが、個人の自由・権利ばかりを主張し、耳を貸さなかった。渋谷議員を除く広報委員全員の総意として、辞職を促したものである。(本人は拒否)

議会は合議体であり、その自律作用として議会の進行を維持し、それを乱した者は制裁を受ける事となる。議員は町政をチエックすると同時に、将来の当別町のためになる支援や提言を行うことも重要な役割である。ましてや議会の運営を妨害する行為は、議員の責務と相反するものである。

一日も早く正常な議論が交わされる議会に戻る事を切望する。

議会広報特別委員会

- 委員長 小早川孝男
- 副委員長 神林 俊一
- 宮司 正毅
- 古谷 陽一
- 山田 明